

平成十八年二月二十八日受領
答 弁 第 八 八 号

内閣衆質一六四第八八号

平成十八年二月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の「国会議員への対応マニュアル」に関する第三回質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の「国会議員への対応マニュアル」に関する第三回質問に対する答
弁書

一、二、四及び五について

御指摘の文書（以下「指摘文書」という。）は、外務省として「政」と「官」との適切な関係を維持していくための方針として取りまとめたものであり、それ自体が個々の外務省職員に対する職務上の命令としての性質を有するものではない。

指摘文書を必要とすると考えられるか否かについては、個別具体的な状況を踏まえて検討する必要がある。

また、指摘文書の作成、回付、配付等に当たっては、関係者間で協議の上判断を行ったところである。

御指摘の報告は、文書によって行われた場合と口頭によって行われた場合とがある。

三について

指摘文書には、作成の当初から作成日が記載されていなかった。

六について

指摘文書の内容が報道されたのは事実であるが、その経緯については、確認されていない。

七について

御指摘の場合には、必要に応じて内部調査を行うことを含め、外務省として適切に対応することとしている。